

『建設労働者の雇用の改善、技能向上のための支援策を行いたい』

建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

① 認定訓練コース(経費助成)

支給対象となる方

都道府県から広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業補助金の交付を受けて、認定職業訓練を行う中小建設事業主または中小建設事業主団体。

助成内容

広域団体認定訓練助成金又は認定訓練助成事業補助金の助成対象経費とされた額の1/6に相当する額が支給されます。

② 認定訓練コース(賃金助成)

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練を受講させた中小建設事業主。

助成内容

認定職業訓練を受講した建設労働者1人1日当たり5,000円が支給されます。

③ 技能実習コース(経費助成)

支給対象となる方

(中小建設事業主)

雇用する建設労働者に対して、有給で建設工事における作業の技能向上のための技能実習を実施または技能継承のための指導者養成講習を受講させた中小建設事業主または中小建設事業主団体。

(中小以外の建設事業主)

雇用する女性の建設労働者に対して、有給で建設工事における作業の技能向上のために技能実習を実施した建設事業主。

助成内容

(中小建設事業主)

技能実習の実施に要した実費相当額の9割(委託して行う場合は8割)が支給されます。ただし、1つの技能実習について1人当たり10万円を上限としています。

※岩手、宮城、福島の前被災三県は当分の間、助成率を10割に拡充しています。

(中小以外の建設事業主)

技能実習の実施に要した実費相当額の5割が支給されます。ただし、1つの技能実習

について1人当たり10万円を上限としています。

④ 技能実習コース(賃金助成)

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で技能実習を受けさせる中小建設事業主。

助成内容

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり8,000円が支給されます。
ただし、1つの技能実習につき20日分を上限としています。

⑤ 雇用管理制度コース(整備助成)

支給対象となる方

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の助成を受けた事業主が、雇用管理制度の導入に係る計画の計画期間終了から1年経過後の入職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合に助成金を支給します。

助成内容

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の支給額に加えて60万円が支給されます。

※職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の詳細については159ページをご覧ください。

⑥ 登録基幹技能者処遇向上コース

支給対象となる方

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した中小建設事業主

助成内容

処遇向上を行った登録基幹技能者1人当たり年額10万円(最大3年まで)

⑦ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成)

支給対象となる方

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業計画を策定し、当該計画に従って事業を実施する建設事業主

助成内容

事業の実施に要した経費の2/3に相当する額が支給されます。
ただし、一の計画について200万円を上限としています。

⑧ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成)

支給対象となる方

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業計画を策定し、当該計画に従って事業を実施する建設事業主団体

助成内容

事業の実施に要した経費の2／3に相当する額が支給されます。
ただし、一の計画について1,000万円または2,000万円を上限としています。

⑨ 作業員宿舎等設置コース(経費助成)

支給対象となる方

岩手、宮城、福島の前被災三県に所在する建設工事現場での作業員宿舎、賃貸住宅、作業員施設を賃借により設置した中小建設事業主。

助成内容

作業員宿舎等の賃借に要した経費の2／3相当額が支給されます。
ただし、一事業年度あたり200万円を上限としており、それに加え、賃貸住宅については1人1年かつ月額3万円を上限としています。

⑩ 女性専用作業員施設設置コース(経費助成)

支給対象となる方

自らが施行管理を行う建設工事現場で作業等を行う女性の建設労働者専用の作業員施設(便所、更衣室、シャワー室、浴室)を賃借により設置した元方中小建設事業主

助成内容

女性の建設労働者専用の作業員施設の賃借に要した経費の2／3相当額が支給されます。
ただし、一事業年度あたり60万円を上限としています。

※その他にも建設事業主及び建設事業団体等に対する助成メニューがあります。

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。